

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長の職務代理について

令和7年4月1日

理 事 長 決 定

1 理事長の職務代理

公立大学法人金沢美術工芸大学定款第9条第4項に規定する場合における理事長の職務を代理する者を、次のとおり指名する。

	職 名	氏 名
職務代理 第1位	理 事	寺井 剛敏
職務代理 第2位	理 事	桑村 佐和子